

京都市特別職報酬等審議会
(第 1 回 資料)

令和 8 年 2 月 3 日
京 都 市

〈資料目次〉

1	特別職報酬等審議会について	1
2	特別職報酬等審議会からの答申（令和6年12月25日）以降の動向	2
3	本市特別職の報酬等の状況（令和8年1月1日時点）	5
4	参考資料	
・	政令指定都市の市長・副市長の月例給等（令和8年1月1日時点・制度値）	6
・	政令指定都市の市会議員の報酬額等（令和8年1月1日時点・制度値）	8
・	本市特別職の月例給・報酬の改定経過	10
・	一般職の給与決定の方法と本市給与勧告の状況	11
・	前回答申（令和6年12月25日）	13
・	関係規程	18

1 特別職報酬等審議会について

(1) 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるものほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあっては別表第1、教育委員会の附属機関にあっては別表第2のとおりとする。

別表第1

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市特別職報酬等審議会	<u>市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項</u> について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年

(2) 京都市特別職報酬等審議会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見の聴取）

第2条 市長は、市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、京都市人事委員会が地方公務員法第26条の規定に基づく給料表に関する勧告等をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（会長）

第3条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集、定足数等）

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、行財政局において行う。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 特別職報酬等審議会からの答申（令和6年12月25日）以降の動向

(1) 本市特別職の報酬等の改定

① 市長及び副市長

ア 月例給の改定【令和7年4月実施】

➤ 答申に基づき改定

	改定前	改定後	改定額・率
市長	1,529,000円 給料 1,390,000円 地域手当 139,000円	1,410,000円 給料に一元化	△119,000円・△7.8%
副市長	1,210,000円 給料 1,100,000円 地域手当 110,000円	1,120,000円 給料に一元化	△ 90,000円・△7.4%

※ 給与減額措置（市長△30%、副市長△12%）は令和7年3月末で終了

<改定の考え方>

- 市長については、本市と人口及び歳出規模が類似（人口100～200万人かつ歳出額±30%）する5つの政令指定都市（札幌・川崎・神戸・広島・福岡）の市長の月例給の平均額を基準に改定
- 副市長については、市長の改定率を用いて改定
- 上記改定に合わせ、地域手当を廃止し、給料に一元化

イ 退職手当の支給割合の改定【令和7年4月実施】

➤ 答申に基づき、地域手当の廃止に伴って退職手当が増額することがないよう改定

	改定前	改定後
市長	100分の51	100分の46.4
副市長	100分の39.4	100分の35.8

ウ 期末手当の改定

➤ 国の指定職職員に準じて、期末手当の年間支給月数を引上げ

	改定前	令和7年4月実施	令和7年12月実施
市長	3. 25月	3. 45月 (+0. 2月)	3. 50月 (+0. 05月)
副市長			

② 市会議員

ア 報酬月額の改定【令和9年4月実施】

➤ 答申に基づき改定

	改定前	改定後	改定額・率
議長	1,120,000円 (896,000円)	1,070,000円	△50,000円・△4.5%
副議長	1,030,000円 (824,000円)	980,000円	△50,000円・△4.9%
議員	960,000円 (768,000円)	920,000円	△40,000円・△4.2%

※ 改定前の括弧内の額は、令和9年3月末まで継続される報酬減額措置
(改定前の報酬月額△20%) 後の金額

<改定の考え方>

- 議長については、本市と人口及び歳出規模が類似（人口 100～200 万人かつ歳出額±30%）する5つの政令指定都市（札幌・川崎・神戸・広島・福岡）の議長の報酬月額の平均額を基準に改定
- 副議長・議員については、議長の改定率を用いて改定

イ 期末手当の改定

➤ 国の指定職職員に準じて、期末手当の年間支給月数を引上げ

	改定前	令和7年4月実施	令和7年12月実施
議長			
副議長	3. 25月	3. 45月 (+0. 2月)	3. 50月 (+0. 05月)
議員			

(2) 他の政令指定都市における特別職の報酬等の改定状況

① 市長及び副市長の月例給

- 市長：引上げ 5 都市
- 副市長：引上げ 4 都市、引下げ 2 都市

<参考：類似都市の状況>

本市と人口及び歳出規模が類似する 5 つの政令指定都市の市長の月例給の平均：1,420,052 円（令和 8 年 1 月 1 日時点）

<参考：京都府の状況>

知事・副知事の月例給は据置き（令和 8 年 4 月から地域手当を廃止し、給料に一元化）

※ 令和 7 年度末まで給与減額措置を実施（知事△ 8 %、副知事△ 4 %）

② 市会議員の報酬月額

- 引上げ 4 都市

<参考：類似都市の状況>

本市と人口及び歳出規模が類似する 5 つの政令指定都市の議長の報酬月額の平均：1,068,600 円（令和 8 年 1 月 1 日時点）

<参考：京都府の状況>

議員の報酬月額は据置き

(3) 本市一般職の給与の改定状況

- 令和 7 年 9 月の人事委員会勧告を踏まえ、月例給及び期末・勤勉手当を引上げ

① 月例給

+ 2. 89 %（令和 7 年 4 月実施）

② 期末・勤勉手当

	改定前	令和 7 年 1 月実施
年間支給月数	4. 6 月	4. 6 月 (+ 0. 0 月)

3 本市特別職の報酬等の状況（令和8年1月1日時点）

(1) 市長及び副市長

	月例給		年間支給額 (月例給+期末手当)	
市 長	1, 410, 000 円	⑧ (④)	24, 075, 750 円	⑥ (③)
副市長	1, 120, 000 円	⑤ (④)	19, 124, 000 円	⑤ (④)

※ 丸数字は政令指定都市順位（上段：条例上の制度値ベース、下段：給与減額措置後の実支給額ベース）

(2) 市会議員

	報酬月額		年間支給額 (報酬月額+期末手当)	
議 長	1, 120, 000 円 (896, 000 円)	④ (⑭)	19, 124, 000 円 (16, 436, 000 円)	④ (⑫)
副議長	1, 030, 000 円 (824, 000 円)	④ (⑭)	17, 587, 250 円 (15, 115, 250 円)	④ (⑪)
議 員	960, 000 円 (768, 000 円)	② (⑭)	16, 392, 000 円 (14, 088, 000 円)	② (⑨)

※ 報酬月額及び年間支給額の上段は条例上の制度値ベース、下段は報酬減額措置（△20%）後の実支給額ベース

※ 丸数字は政令指定都市順位（上段：条例上の制度値ベース、下段：報酬減額措置後の実支給額ベース）

<参考：令和9年4月以降の制度値>

	報酬月額	年間支給額 (報酬月額+期末手当)
議 長	1, 070, 000 円	18, 270, 250 円
副議長	980, 000 円	16, 733, 500 円
議 員	920, 000 円	15, 709, 000 円

政令指定都市の市長・副市長の月例給等（令和8年1月1日時点・制度値）

【市長】

(単位：円)

区分	月例給	制度値			(参考) 紬与減額措置後の実年間支給額	
		期末手当	年間支給額	退職手当		
札幌市	⑪ 1,331,200 *	6,711,040	⑫ 22,685,440	⑬ 28,876,800	⑨	22,685,440
仙台市	⑨ 1,349,300 *	6,813,310	⑪ 23,004,910	⑤ 33,955,200	⑧	23,004,910
さいたま市	⑥ 1,413,350 *	7,011,444	⑦ 23,971,644	⑫ 29,496,000	⑤ (23,830,309)	
千葉市	⑬ 1,317,000	7,348,860	⑩ 23,152,860	⑥ 33,504,480	⑦	23,152,860
川崎市	⑦ 1,410,560 *	6,988,352	⑧ 23,915,072	⑨ 30,351,360	④	23,915,072
横浜市	③ 1,599,000	8,922,420	③ 28,110,420	④ 34,384,896	①	28,110,420
相模原市	⑫ 1,322,720 *	6,494,672	⑭ 22,367,312	⑮ 22,675,200	⑩	22,367,312
新潟市	⑳ 1,174,000	4,367,280	⑯ 18,455,280	⑰ 28,739,520	⑦	18,455,280
静岡市	⑰ 1,250,000	6,825,000	⑯ 21,825,000	⑯ 24,000,000	⑫	21,825,000
浜松市	⑮ 1,306,000	6,445,110	⑯ 22,117,110	⑯ 20,000,000	⑪	22,117,110
名古屋市	① 1,687,050 *	8,369,234	① 28,613,834	① 42,249,600	㉚ (8,000,000)	
京都市	⑧ 1,410,000	7,155,750	⑥ 24,075,750	⑦ 31,403,520	③	24,075,750
大阪市	② 1,669,000	8,211,480	② 28,239,480	—	—	⑧ (16,943,688)
堺市	⑭ 1,309,000 *	6,754,440	⑬ 22,462,440	⑮ 28,560,000	⑯ (15,723,708)	
神戸市	④ 1,579,200 *	8,717,184	④ 27,667,584	② 41,961,600	⑬ (21,262,348)	
岡山市	⑯ 1,194,800 *	6,666,984	⑮ 21,004,584	⑧ 30,624,000	⑭	21,004,584
広島市	⑨ 1,349,300 *	7,529,094	⑨ 23,720,694	③ 40,872,000	⑥	23,720,694
北九州市	⑯ 1,266,900 *	6,305,840	⑯ 21,508,640	⑯ 26,568,000	⑯ (19,262,298)	
福岡市	⑤ 1,430,000 *	6,939,400	⑤ 24,099,400	⑩ 29,952,000	②	24,099,400
熊本市	⑲ 1,207,000	5,069,400	⑲ 19,553,400	⑪ 29,547,360	⑯ 19,553,400	
平均	1,378,769	—	23,527,543	30,932,712	(21,155,479)	
京都府知事	1,413,448 *	7,066,980	24,028,356	38,449,920	(22,106,086)	

注1：*は地域手当制度のある都市

注2：(参考) の()内は給与減額措置後の実年間支給額

政令指定都市の市長・副市長の月例給等（令和8年1月1日時点・制度値）

【副市長】

(単位：円)

区分	制度値			(参考) 紬与減額措置後の実年間支給額	
	月例給	期末手当	年間支給額	退職手当	
札幌市	⑪ 1,071,200 *	5,400,290	⑫ 18,254,690	⑦ 18,540,000	⑩ 18,254,690
仙台市	⑬ 1,050,600 *	5,305,020	⑭ 17,912,220	⑩ 18,115,200	⑪ 17,912,220
さいたま市	⑦ 1,110,900 *	5,511,030	⑧ 18,841,830	⑮ 15,301,440	⑦ 18,841,830
千葉市	⑫ 1,064,000	5,937,120	⑨ 18,705,120	⑧ 18,385,920	⑧ 18,705,120
川崎市	⑥ 1,115,920 *	5,528,614	⑦ 18,919,654	⑪ 17,546,880	⑥ 18,919,654
横浜市	① 1,285,000	7,170,300	① 22,590,300	④ 21,279,600	① 22,590,300
相模原市	⑭ 1,037,120 *	5,092,350	⑯ 17,537,790	⑯ 13,334,400	⑯ 17,537,790
新潟市	⑯ 948,000	3,526,560	⑰ 14,902,560	⑰ 15,334,848	⑰ 14,902,560
静岡市	⑳ 940,000	5,132,400	⑰ 16,412,400	⑱ 11,280,000	⑰ 16,412,400
浜松市	⑰ 949,000	4,683,314	⑲ 16,071,314	㉑ 10,000,000	⑯ 16,071,314
名古屋市	③ 1,209,800 *	6,001,660	③ 20,519,260	③ 22,723,200	② 20,519,260
京都市	⑤ 1,120,000	5,684,000	⑤ 19,124,000	⑥ 19,246,080	④ 19,124,000
大阪市	⑧ 1,096,000	5,392,320	⑪ 18,544,320	⑤ 19,991,040	⑦ (15,948,115)
堺市	⑨ 1,089,000 *	5,619,240	⑩ 18,687,240	⑫ 17,107,200	⑧ (15,884,154)
神戸市	② 1,243,200 *	6,862,464	② 21,780,864	① 26,640,000	⑨ (18,513,734)
岡山市	⑯ 947,600 *	5,287,608	⑯ 16,658,808	⑰ 13,248,000	⑬ 16,658,808
広島市	⑩ 1,081,500 *	6,034,770	⑥ 19,012,770	② 23,688,000	⑤ 19,012,770
北九州市	⑮ 1,009,400 *	5,024,166	⑮ 17,136,966	⑬ 15,993,600	⑯ (16,199,818)
福岡市	④ 1,144,000 *	5,551,520	④ 19,279,520	⑨ 18,220,800	③ 19,279,520
熊本市	⑯ 960,000	4,032,000	⑯ 15,552,000	⑯ 11,059,200	⑯ 15,552,000
平均	1,073,612	—	18,322,181	17,351,770	(17,842,003)
京都府副知事	1,119,162 *	5,595,604	19,025,548	21,114,720	(18,264,520)

注1：*は地域手当制度のある都市

注2：(参考) の()内は給与減額措置後の実年間支給額

政令指定都市の市会議員の報酬額等（令和8年1月1日時点・制度値）

(単位：円)

区分	議長			副議長			
	報酬月額	期末手当	年間支給額	(参考) 報酬等減額措置後の実年間支給額	報酬月額	期末手当	年間支給額
札幌市	⑩ 1,040,000	5,278,000	⑪ 17,758,000	⑦ 17,758,000	⑧ 950,000	4,821,250	⑧ 16,221,250
仙台市	⑪ 1,020,000	5,176,500	⑫ 17,416,500	⑨ 17,416,500	⑩ 910,000	4,618,250	⑪ 15,538,250
さいたま市	⑫ 992,000	5,034,400	⑬ 16,938,400	⑩ 16,938,400	⑭ 886,000	4,496,450	⑫ 15,128,450
千葉市	⑭ 930,000	5,189,400	⑮ 16,349,400	⑬ 16,349,400	⑯ 840,000	4,687,200	⑭ 14,767,200
川崎市	⑨ 1,043,000	5,293,224	⑦ 17,809,224	⑥ 17,809,224	⑨ 932,000	4,729,900	⑩ 15,913,900
横浜市	② 1,179,000	6,578,820	① 20,726,820	① 20,726,820	② 1,061,000	5,920,380	① 18,652,380
相模原市	⑯ 830,000	4,152,074	⑰ 14,112,074	⑰ 14,112,074	⑯ 746,000	3,731,864	⑰ 12,683,864
新潟市	⑳ 786,000	2,923,920	㉑ 12,355,920	㉑ 12,355,920	㉒ 707,000	2,630,040	㉒ 11,114,040
静岡市	⑲ 824,000	4,499,040	⑳ 14,387,040	⑳ 14,387,040	㉓ 735,000	4,013,100	㉓ 12,833,100
浜松市	⑲ 821,000	4,051,634	⑳ 13,903,634	⑳ 13,903,634	㉔ 733,000	3,617,354	㉔ 12,413,354
名古屋市	① 1,225,000	5,506,374	② 20,206,374	④ (18,001,374)	① 1,078,000	4,845,610	③ 17,781,610
京都府	④ 1,120,000	5,684,000	④ 19,124,000	⑫ (16,436,000)	④ 1,030,000	5,227,250	④ 17,587,250
大阪市	⑥ 1,080,000	5,119,200	⑦ 18,079,200	⑪ (16,519,200)	⑦ 960,000	4,550,400	⑨ 16,070,400
堺市	⑬ 950,000	4,902,000	⑭ 16,302,000	⑭ 16,302,000	㉕ 850,000	4,386,000	㉖ 14,586,000
神戸市	③ 1,140,000	6,292,800	③ 19,972,800	㉗ 19,972,800	㉘ 1,040,000	5,740,800	㉙ 18,220,800
岡山市	⑮ 850,000	4,743,000	⑮ 14,943,000	㉛ 14,943,000	㉚ 770,000	4,296,600	㉜ 13,536,600
広島市	⑦ 1,060,000	5,914,800	⑤ 18,634,800	㉟ 18,634,800	㉞ 930,000	5,189,400	㉟ 16,349,400
北九州市	⑤ 1,090,000	5,452,724	⑥ 18,532,724	㉛ (16,963,614)	㉞ 980,000	4,902,450	㉟ 16,662,450
福岡市	⑦ 1,060,000	5,225,800	⑧ 17,945,800	㉛ 17,945,800	㉞ 970,000	4,782,100	㉟ 16,422,100
熊本市	⑯ 831,000	3,490,200	⑯ 13,462,200	㉛ 13,462,200	㉞ 757,000	3,179,400	㉟ 12,263,400
平均	993,550	—	16,947,996	(16,546,890)	893,250	—	15,237,290 (14,876,532)
京都府	1,120,000	5,602,800	19,042,800	19,042,800	1,030,000	5,152,574	17,512,574 (17,512,574)

注：(参考) の()内は報酬等減額措置後の実年間支給額

政令指定都市の市会議員の報酬額等（令和8年1月1日時点・制度値）

(単位：円)

区分	議員			(参考) 報酬等減額措置後の実年間支給額
	報酬月額	期末手当	年間支給額	
札幌市	⑧ 860,000	4,364,500	⑨ 14,684,500	⑤ 14,684,500
仙台市	⑪ 840,000	4,263,000	⑯ 14,343,000	⑧ 14,343,000
さいたま市	⑫ 819,000	4,156,424	⑰ 13,984,424	⑩ 13,984,424
千葉市	⑭ 770,000	4,296,600	⑯ 13,536,600	⑫ 13,536,600
川崎市	⑯ 841,000	4,268,074	⑰ 14,360,074	⑦ 14,360,074
横浜市	③ 953,000	5,317,740	① 16,753,740	① 16,753,740
相模原市	⑯ 682,000	3,411,704	⑮ 11,595,704	⑯ 11,595,704
新潟市	⑳ 659,000	2,451,480	㉑ 10,359,480	㉑ 10,359,480
静岡市	⑮ 663,000	3,619,980	㉗ 11,575,980	㉗ 11,575,980
浜松市	⑯ 663,000	3,271,904	㉘ 11,227,904	㉘ 11,227,904
名古屋市	① 990,000	4,450,050	③ 16,330,050	⑥ (14,548,050)
京都都市	② 960,000	4,872,000	② 16,392,000	⑨ (14,088,000)
大阪市	⑤ 880,000	4,171,200	⑧ 14,731,200	⑬ (13,459,200)
堺市	⑬ 780,000	4,024,800	⑯ 13,384,800	⑭ 13,384,800
神戸市	④ 930,000	5,133,600	④ 16,293,600	② 16,293,600
岡山市	⑮ 710,000	3,961,800	㉕ 12,481,800	㉕ 12,481,800
広島市	⑧ 860,000	4,798,800	㉕ 15,118,800	㉓ 15,118,800
北九州市	⑤ 880,000	4,402,200	㉖ 14,962,200	㉑ (13,695,396)
福岡市	⑤ 880,000	4,338,400	㉗ 14,898,400	㉔ 14,898,400
熊本市	⑯ 686,000	2,881,200	㉙ 11,113,200	㉙ 11,113,200
平均	815,300	—	13,906,373	(13,575,133)
京都市	960,000	4,802,400	16,322,400	16,322,400

注：(参考) の () 内は報酬等減額措置後の実年間支給額

本市特別職の月例給・報酬の改定経過

適用年月日	S51. 11	S53. 5	S56. 2	S62. 12	H3. 12	H8. 7	R7. 4 (現行)
改定内容	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】
市 長	918, 000 円	1, 026, 000 円	1, 101, 600 円	1, 265, 000 円	1, 430, 000 円	1, 529, 000 円	1, 410, 000 円
副市長	712, 800 円	799, 200 円	864, 000 円	1, 023, 000 円	1, 133, 000 円	1, 210, 000 円	1, 120, 000 円
議 長	680, 000 円	760, 000 円	820, 000 円	950, 000 円	1, 050, 000 円	1, 120, 000 円	1, 120, 000 円
副議長	590, 000 円	670, 000 円	730, 000 円	860, 000 円	960, 000 円	1, 030, 000 円	1, 030, 000 円
議 員	520, 000 円	600, 000 円	660, 000 円	790, 000 円	890, 000 円	960, 000 円	960, 000 円

※ 昭和 51 年 11 月以降の改定経過を記載

※ 市長・副市長については、令和 7 年 3 月までは給料+地域手当（昭和 56 年 2 月の改定時までは 8%、昭和 62 年 12 月から平成 8 年 7 月の改定時までは 10%）の額（令和 7 年 4 月から地域手当を廃止し、給料に一元化）

※ 議長・副議長・議員については、令和 9 年 4 月に改定予定（議長 1, 070, 000 円、副議長 980, 000 円、議員 920, 000 円）

一般職の給与決定の方法と本市給与勧告の状況

1 納入決定の方法

地方公務員法（抄）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、（中略）が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適當な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、隨時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条（略）

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

（給料表に関する報告及び勧告）

第26条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適當であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適當であると認めるときは、あわせて適當な勧告をすることができる。

2 本市人事委員会勧告の状況

令和7年度の人事委員会の報告及び勧告のポイント

1 月例給の引上げ

市内民間給与との較差 11,780 円 (2.89%) を解消するため、給料表を改定【令和7年4月から実施】

2 期末手当及び勤勉手当（ボーナス）の引上げ

年間支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.65 月に改定【条例公布の日から実施】

(近年の人事委員会勧告の内容)

年	月 例 給		期末・勤勉手当		平均年間給与の増減	
	公 民 較 差	改定	支給月数	改定	増減額	増減率
H26	948 円 (0. 24%)	給料表引上げ	4. 10 月	+0. 15 月	7. 6 万円	1. 2%
H27	1, 195 円 (0. 30%)	給料表引上げ	4. 20 月	+0. 10 月	5. 9 万円	0. 9%
H28	62 円 (0. 02%)	—	4. 30 月	+0. 10 月	4. 0 万円	0. 6%
H29	36 円 (0. 01%)	—	4. 40 月	+0. 10 月	4. 0 万円	0. 6%
H30	40 円 (0. 01%)	—	4. 45 月	+0. 05 月	2. 0 万円	0. 3%
R1	392 円 (0. 10%)	給料表引上げ	4. 50 月	+0. 05 月	2. 7 万円	0. 4%
R2	△42 円 (△0. 01%)	—	4. 45 月	△0. 05 月	△2. 0 万円	△0. 3%
R3	△35 円 (△0. 01%)	—	4. 30 月	△0. 15 月	△5. 9 万円	△0. 9%
R4	108 円 (0. 03%)	—	4. 40 月	+0. 10 月	3. 9 万円	0. 6%
R5	3, 770 円 (0. 95%)	給料表引上げ	4. 50 月	+0. 10 月	10. 2 万円	1. 6%
R6	8, 921 円 (2. 23%)	給料表引上げ	4. 60 月	+0. 10 月	18. 8 万円	2. 9%
R7	11, 780 円 (2. 89%)	給料表引上げ	4. 65 月	+0. 05 月	21. 7 万円	3. 2%

(注) 1 期末・勤勉手当の支給月数は、改定後の月数である。

2 平均年間給与は、事務・技術職員の給与である。

(参 考) 令和7年度人事院勧告の状況

○月例給 官民較差 : 15, 014 円 (3. 62%)

採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

○期末・勤勉手当

年間 4. 60 月分→4. 65 月分

令和6年12月25日

京都市長 松井 孝治 様

京都市特別職報酬等審議会
会長 太田 肇

京都市会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額
並びに改定時期について（答申）

令和6年12月10日付け行人給第6号により、本審議会に対し諮詢
された京都市会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額並びに
改定時期について、別紙のとおり答申します。

答申書

京都市特別職報酬等審議会

1 はじめに

京都市特別職報酬等審議会は、市会議員の報酬の額並びに市長及び副市长の給料の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審議する役割を担っている。

本審議会は、市長等の給与減額措置が継続して実施されている状況の中、長期間にわたって開催されてこなかったが、この度、市長の要請を受け、23年ぶりに開催されることとなり、11月29日以降、持ち回り開催も含め3回の会議を開催し、委員相互に活発に議論を行った結果、市長からの諮問に対する結論を得たため、市会議員の報酬の額並びに市長及び副市长の給料の額に関し、答申を行うものである。

2 主な審議内容と改定の考え方

審議に当たっては、特別職の職務・職責、本市一般職職員の給与改定の状況、他の政令指定都市における特別職の報酬等の額及び改定状況、国の特別職・指定職の職員の給与や民間役員の報酬の額、消費者物価の動向、他の政令指定都市との人口及び歳出規模に関する比較等、幅広い観点から現状の把握・分析を行った。

(1) 改定の必要性

本市特別職の報酬等の額については、平成8年7月に本審議会の答申に基づき改定されて以降、据え置かれている。

しかしながら、当時から28年が経過し、社会経済情勢や本市を含む政令指定都市の状況等が変化していること等を踏まえ、改定する必要があると判断した。

(2) 報酬等の額の改定の考え方

特別職の報酬等の額については、社会経済情勢等も十分に考慮し

つつ、その職務・職責に応じたものとするべきである。

そのため、上述の各事項に関し数値の比較や分析を行い、議論を重ねた結果、まず、議長の報酬及び市長の月例給（給料及び地域手当をいう。）については、人口及び歳出規模が類似する他の政令指定都市と均衡させることができ、その職務・職責を反映するうえで、現時点で最も合理的な考え方であり、具体的な額については比較に適すると判断した5つの政令指定都市（札幌市、川崎市、神戸市、広島市及び福岡市）の議長の報酬及び市長の月例給の平均額を基準として、改定することが適当であるとの結論に至った。

また、副議長及び議員の報酬の額については議長の報酬額の改定率を、副市長の月例給については市長の月例給の改定率をそれぞれ用いて改定することが、市内部での均衡の観点から適当である。

(3) 地域手当等について

市長及び副市長に対しては、月例給として給料と地域手当が支給されている。

地域手当は、地域ごとの民間企業の賃金水準を反映させるために国家公務員及び地方公務員に支給されている手当であるが、市長及び副市長の月例給は、その職務・職責に応じて定めるべきものであり、当該手当の性質上、必ずしも馴染むものとは言い難く、市民にとっての分かりやすさという観点も踏まえると、地域手当は廃止し、給料として一元化して支給することが適当であると考える。

なお、給料のみを算定基礎としている退職手当が、地域手当の廃止に伴って増額する事がないよう、所要の措置を検討されたい。

3 具体的な額及び改定の時期

これら審議の結果に基づき、京都市会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額並びに改定時期について、以下のとおりとすべきである。

(1) 報酬月額及び給料月額

市会議長	報酬月額	1, 070, 000 円
市会副議長	同	980, 000 円
市会議員	同	920, 000 円
市長	給料月額	1, 410, 000 円
副市長	同	1, 120, 000 円

(2) 改定時期

本答申後、速やかに改定するのが適当である。

4 最後に

議長、市長をはじめとする本市特別職の報酬等については、政令指定都市の執行機関、議決機関として担う重要な職務・職責に応じた適切な額とすべきであり、審議会としては、本答申に基づく対応がなされることを望むものである。

また、特別職の報酬等の額については、社会経済情勢の変化や一般職職員の給与改定の状況等も注視しつつ、その職務・職責に応じた適切なものとなっているか、常に検証が必要であり、今後は、時宜に応じて、審議会を開催し、必要な検証、審議を行うべきである。

○京都市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業の管理者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料）

第2条 特別職の職員の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 市長 1,410,000円

(2) 副市長 1,120,000円

(3) 教育長 京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級である職員（以下「7級職員」という。）のうち、その級における最高の号給を受ける職員の例による額

(4) 常勤の監査委員 750,000円

(5) 公営企業の管理者 7級職員のうち、その級における最高の号給を受ける職員の例による額

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員の給料の支給については、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（通勤手当）

第3条 特別職の職員の通勤手当は、一般職の職員の例により支給する。

（地域手当）

第4条 教育長及び公営企業の管理者（以下「教育長等」という。）の地域手当は、一般職の職員の例により支給する。

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。

基準日前1月以内に退職した特別職の職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。） 100分の175以内

(2) 教育長等 100分の232.5以内

3 前項の算定基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 市長等 それぞれその基準日現在（退職した市長等にあっては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に100分の145を乗じて得た額

(2) 教育長等 7級職員の期末手当の算定基礎額の例による額

4 前3項に定めるもののほか、特別職の職員の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

（退職手当）

第6条 特別職の職員が退職したときは、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に対し、退職手当を支給する。ただし、その支給は、任期ごとに行うことができる。

第7条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の46.4

(2) 副市長 100分の35.8

(3) 教育長 100分の30.8

(4) 常勤の監査委員 100分の14

(5) 公営企業の管理者 100分の30.8

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「国家公務員定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の一般職の国家公務員（国家公務員定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の国家公務員を退職し、退職手当の支給を受けることなく引き続いて一般職の地方公務員となった者（以下「特定地方公務員」という。）を含む。第2号及び次条において同じ。）から退職手当の支給を受けることなく引き続いて特別職

の職員となった者が退職した場合における退職手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 特別職の職員としての在職月数（次条の規定により通算されることとなる期間を除く。）について前項の規定を準用して算定した額

- (2) 次条の規定により特別職の職員としての在職月数に通算されることとなる期間について、その者が当該国家公務員（特定地方公務員にあっては、一般職の地方公務員）を退職した日（以下この号において「基準日」という。）に受けていた給料の特別職の職員を退職した日現在の月額を基礎とし、かつ、基準日に本市の職員を退職したものとして、京都市職員退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

- 3 前2項の在職月数に1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げるものとする。
4 第1項及び第2項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第8条 国家公務員定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の国家公務員が退職し、退職手当の支給を受けることなく引き続いて特別職の職員となった場合における当該一般職の国家公務員としての引き続いた在職期間（特定地方公務員にあっては、国家公務員としての在職期間及び地方公務員としての在職期間）は、その者の特別職の職員としての在職月数に通算する。

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、議会の議決を経て、退職手当を支給せず、又はその額を変更することができる。

- 2 前条に規定する特別職の職員が退職し、引き続いて国家公務員定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の国家公務員となった場合においては、第6条の規定にかかわらず、退職手当は、支給しない。

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、特別職の職員の退職手当の支給については、京都市職員退職手当支給条例の適用を受ける職員の例による。

（教育長等の手当）

第11条 第3条から前条までに定めるもののほか、教育長等の手当は、7級職員の例により支給する。

（公営企業の管理者の控除金）

第12条 第2条から第5条まで及び前2条の規定にかかわらず、公営企業の管理者に給与を支給する際、公営企業に従事する企業職員との均衡を考慮して別に定めるものについては、その給与から控除することができる。

（委任）

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項については、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（関係条例の廃止）
- 2 京都市特別職職員退職手当支給条例は、廃止する。
（適用区分）
- 3 第6条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

○京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 議長 月額1,120,000円以内

(2) 副議長 月額1,030,000円以内

(3) 議員（議長及び副議長を除く。） 月額960,000円以内

（議員報酬の支給）

第3条 議員報酬は、その月分を翌月7日までに支給する。ただし、退職又は死亡の場合は、その際これを支給する。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情がある場合においては、市長は、その支給方法について定めることができる。

第4条 就職し、若しくは退職した月又は異動があった月は、日割りにより計算した額を支給する。

2 議員報酬を受けるべき者が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

（費用の弁償）

第5条 市会議員が職務のため出張するときは、費用弁償として京都市旅費条例を準用し、同条例別表の特級相当額をその都度支給する。

（期末手当）

第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の175以内の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の議員報酬月額は、基準日以前6月間において職に異動がなかった者については、その者が基準日現在において受けるべき議員報酬月額とし、当該期間内において職に異動があった者については、その者がそれぞれの職に在職した期間を勘案して市長が定める額とする。

4 期末手当の支給日については、京都市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

5 基準日前1月以内に議員を退職し、又は死亡した者については、前各項の規定に準じて期末手当を支給する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬について適用する。

（関係条例の廃止）

2 京都市会議員期末手当支給条例は、廃止する。

○京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、市会議員に支給する議員報酬の額について、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（議員報酬の額の特例）

第2条 令和6年1月1日から令和9年3月31日までにおける市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。